

令和7年度 奈良県国公立高校生等

# 奨学給付金

～非課税世帯向け～

申請受付開始日 ▶▶ 令和7年7月1日

教科書費、通学費等を支援する**返還不要の給付金**です

年間支給額

| 生活保護<br>受給世帯 | 非 課 税 世 帯  |            | 【専攻科のみ】<br>所得割が105,500円未満<br>(非課税世帯除く)または、<br>所得割が105,500円以上<br>264,500円未満かつ扶養し<br>ている子が3人以上の世帯 |
|--------------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 全日制<br>定時制 | 通信制<br>専攻科 |                                                                                                 |
| 32,300 円     | 143,700 円  | 50,500 円   | 10,100 円                                                                                        |

※新入生に対する早期申請の認定があった方は、上記の額から早期支給額を差し引いた金額が支給額となります。

※【専攻科のみ】についての詳細は、在学校へお問い合わせください。

支給要件

～令和7年7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します～

- 保護者等が**奈良県内に住所を有していること**  
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円**(非課税)、または**生活保護受給世帯**(生業扶助)であること(均等割は1円以上でもOK)
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給(授業料支援)を受ける資格を有する者であること。(高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含む。)

※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

#### 【注意事項】

- ※専攻科の生徒については、保護者(親権者)等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満である世帯や、保護者(親権者)等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円以上264,500円未満かつ扶養している子が3人以上である世帯であれば対象になります。
- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生等向けのものです。

詳細については、**在学する高等学校等までお問い合わせください。**

## 必要提出書類

申請区分に応じて、以下の●★印の書類を提出してください。学校によって追加提出書類がある場合もあります。

|           | 生活保護受給世帯 | 非課税世帯<br>全日制・定時制 | 非課税世帯<br>通信制・専攻科 |
|-----------|----------|------------------|------------------|
| 申請書       | ●        | ●                | ●                |
| 口座振替申出書   | ●        | ●                | ●                |
| 生活保護受給証明書 | ★        |                  |                  |
| 課税証明書     |          | ★                | ★                |

● … 在学する高等学校等の事務室で配付されます

★ … 生活保護受給証明書:お住まいの市町村福祉事務所  
課税証明書:お住まいの市町村役場 で発行されます

○同時期に募集開始する家計急変世帯とは対象者が異なります。両方は申請できませんので、お間違えのないようご注意ください。

○【専攻科のみ】(課税世帯の一部の専攻科)については、在学校へお問い合わせください

## 支給時期

申請時期に応じて支給日が異なります。

① 7月下旬頃までに学校へ提出された方 : 10月末支給予定

② 9月下旬頃までに学校へ提出された方 : 12月末支給予定

※支給日前に、学校を通じて結果通知をお渡しします。

提出締切日は各学校で定められています。

在学校の締切日後は受け付けられませんので、必ず期限内に在學校にご提出ください。

⚠ 早期申請分を受給した方は、残りの3/4額を受給するために、再度申請が必要になります。

Q.「道府県民税及び市町村民税の所得割」は何で確認できますか？

A. 「(非)課税証明書」…7月以降にお住まいの市町村役場で入手(発行日は市町村により前後します) もしくは  
「特別徴収額の決定・変更通知書」…6月頃に勤務先より配布 で確認できます。

※令和7年度発行(令和6年分)が明示された証明書が必要です。

※源泉徴収票では、道府県民税及び市町村民税の所得割は確認できません。

### 家計が急変された方へ

\* 予期せぬ事象により、保護者等の収入が減少する等の家計急変があり、所得割が0円に相当すると認められる場合、

#### 家計急変世帯向けの 奨学給付金

の対象となる可能性があります。  
在学校にお問い合わせください。



### ？詳細について知りたい方は？

\* 在学校の担当者にお問い合わせください  
\* 奈良県のHPにも概要等を掲載しております

奈良県 国公立奨学給付金

検索

奈良県教育委員会事務局  
学校支援課 授業料奨学金係